

大分県多世代交流・支え合い活動推進事業実施要領

1 目的

この事業は、子どもから高齢者まで、だれもがともに支え合い、人と人とのつながりを感じ安心して暮らせる地域共生社会を実現するため、高齢者、障がい者、児童などの年齢や障がいを越えた交流（以下「多世代交流」という。）や住民相互の支え合い活動（以下「支え合い活動」という。）を推進することを目的とする。

2 実施主体

(1) この事業の実施主体は、上記の目的に合致する以下の取り組みを行う市町村、大分県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会（以下「市町村等」という。）とする。

なお、市町村等は、市町村等が適当と認める任意団体並びに法人（営利を目的とする法人を除く。）及び個人（以下「団体等」という。）への委託、補助または助成によりこの事業を実施することができるものとする。

(2) 次のいずれかに該当する団体等は対象としない。

①宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体等

②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体等

3 対象事業

この要領により対象とする事業は、市町村等及び市町村が適当と認める団体等が行う以下の事業とする。

(1) 支え合い活動や多世代交流を支援するための人材の配置

ただし、市町村の職員の配置を除く。

(2) 支え合い活動や多世代交流を行う拠点の整備

高齢者、障がい者、児童など、誰もが交流できる場や支え合い活動の拠点の確保のために、民家等の既存施設の改修、修繕等を行う事業

(3) 支え合い活動や多世代交流の充実

前項に掲げた事業以外であって、多世代交流や支え合い活動の充実に必要な以下に該当する事業

(i) 活動に必要な物品等の購入

(ii) 活動に必要な住民向け研修の実施

(iii) 先進地の視察

(iv) その他知事が特に必要と認める事業

4 県の補助

知事は、予算の範囲内において、以下により採択された事業について、大分県多世代交流・支え合い活動推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により補助するものとする。

5 補助対象者

交付要綱に記載のとおりとする。

ただし、団体等が市町村等からの補助または助成により3（2）（3）の事業を実施する場合は、単年度に限り補助の対象とする。

6 補助手続きの流れ

補助を受けようとする市町村等は、以下により手続きを行うものとする。

（1）事前審査

市町村等は、県の指定する期日までに、下記書類を作成し、提出するものとする。

- ア 大分県多世代交流・支え合い活動推進事業の実施に係る事前協議書（様式1）
- イ 事業計画書（別紙1～3のうち実施する事業分）
- ウ 収支予算書（様式2）

（2）事前審査結果の通知（内示）

県は、上記により提出された事前協議書等の審査を行い、事前協議のあったすべての市町村等に結果を通知する。

また補助金を交付しようとする市町村等に対しては、補助予定額について予算の範囲内で内示する。

（3）内示を受けた市町村等の手続き

内示を受けた市町村等は、交付要綱に基づいて交付申請手続きを行う。

（4）誓約書の提出

市町村は、団体等への補助または助成により事業を実施する場合には、団体等に対して様式3に定める誓約書を提出させ、必要な場合には大分県警察本部等との協定に基づき照会すること。

（5）事業の実施期間

事業の実施期間は、この要領の適用の日から令和9年3月31日までとする。

附 則

本実施要領は、令和2年度の予算に係る大分県多世代交流・支え合い活動推進事業実施要領から適用する。

附 則

改正後の要領は、令和3年度の予算に係る大分県多世代交流・支え合い活動推進事業から適用する。

附 則

改正後の要領は、令和4年度の予算に係る大分県多世代交流・支え合い活動推進事業から適用する。

附 則

改正後の要領は、令和5年度の予算に係る大分県多世代交流・支え合い活動推進事業から適用する。

附 則

改正後の要領は、令和6年度の予算に係る大分県多世代交流・支え合い活動推進事業から適用する。

附 則

改正後の要領は、令和7年度の予算に係る大分県多世代交流・支え合い活動推進事業から適用する。

附 則

改正後の要領は、令和8年度の予算に係る大分県多世代交流・支え合い活動推進事業から適用する。